

令和7年度（2025年度）

広島市保育園・認定こども園等申請案内

※お申込みの前に、必ずこの案内をお読みください。

この案内には、広島市保育園・認定こども園等の入所申請に関する手続き、必要書類等について記載しておりますので、内容をよく読んだ上で、申請書に必要な書類を添えてご提出ください。

※この案内の保育園・認定こども園等とは、保育園、認定こども園（保育園部分）、小規模保育事業所、事業所内事業所（地域枠）の施設のことです。

もくじ

1 はじめに(重要)..... P1	4 保育料・副食費について
2 入所申請について	・保育料・副食費の概要 P10
・入所申請受付期間と受付場所..... P3	・保育料・副食費の額① P11
・申請書類様式等のダウンロード..... P4	・保育料・副食費の額(ひとり親世帯等)② P13
・申請に必要な書類..... P4	・保育料・副食費の軽減 P14
・入所申請から入所決定まで P6	・保育料・副食費の変更 P14
3 施設情報や支給認定などについて	・WEB口座振替受付サービス P14
・広島市の保育園・認定こども園等の一覧..... P7	5 その他
・利用できる施設・事業所..... P7	・連絡事項..... P17
・保育園・認定こども園等の空き状況 P7	・各種保育サービスなど P18
・保育園・認定こども園等の利用時間 P8	・保育園・認定こども園等に関するよくあるご質問 P20
・教育・保育給付認定とは..... P8	・お問合せ先(各区役所福祉課) P24
・広域入所① P9	
・広域入所② P9	

令和7年度(2025年度)年齢別クラス

令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	R6年(2024年)4月2日～	3歳児	R3年(2021年)4月2日～ R4年(2022年)4月1日
1歳児	R5年(2023年)4月2日～ R6年(2024年)4月1日	4歳児	R2年(2020年)4月2日～ R3年(2021年)4月1日
2歳児	R4年(2022年)4月2日～ R5年(2023年)4月1日	5歳児	H31年(2019年)4月2日～ R2年(2020年)4月1日

1 はじめに（重要）

保育園・認定こども園等とは

保育園・認定こども園等は、保護者の方が就労などの理由により、お子さんを家庭で保育ができない時間について、保護者の方に代わって、こどもの保育を行う施設です。

保育園・認定こども園等は、市や国の定めた基準のもと、それぞれの理念で保育を行っています。そのため、行事の有無や実施方法、保育料以外に必要となる費用(入園料、制服や遠足等)についても施設によって異なります。申請する前に、利用を希望する保育園・認定こども園等を見学していただくことをおすすめします。

保育園・認定こども園等の利用申請ができる方

保育園・認定こども園等を利用できる方は以下に該当する世帯です。

- ・広島市に居住している(住民票がある。)(※)
- ・保護者が「保育を必要とする理由」のいずれかに該当する(P5 参照)。

※ 現在、広島市に居住していなくても(住民票がなくても)、入所日までに転入を予定している場合は、保育園・認定こども園等の申請を行うことができます。

※ 市をまたいでの入所申請(広域入所)については、P9 をご覧ください。

保育園・認定こども園等の見学

申請の前に原則、お子さんを連れて利用を希望する保育園・認定こども園等を見学し、お子さんの状況について施設とご相談ください。利用が決まった場合に送り迎えが可能か、保育園の雰囲気および保育の様子等を確認してください。見学については、事前に保育園・認定こども園等へ直接お問合せください。

広島市保育園・認定こども園等のお問合せ先は広島市公式ホームページからご確認ください。

[保育園・認定こども園等の一覧- 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1025817】



特別な支援を必要とするお子さんについて

障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れ、加配保育士をつけたいなど、その他気になることがあるお子さんは、申請の前に必ず、利用を希望する保育園・認定こども園等にご相談ください。また、申請書類をご提出いただく際には、希望する保育園・認定こども園等への相談状況について確認させていただく場合があります。

医療的ケア児の受け入れについては、広島市公式ホームページからご確認ください。

[保育所等における医療的ケア児の受け入れについて](#) ページ番号【1023501】

ならし保育について

ならし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。育児休業からの復帰または就労開始の方は、入所日から1か月間(入所日翌月の前日まで)ならし保育が可能です。就労開始後は職場に就労証明書の作成を依頼していただき、速やかに区役所福祉課へご提出ください。

(例)4/1 入所日の場合、4/1 から 4/30 までならし保育、5/1 から就労先に復帰

(ならし保育期間は短縮することができますので、お子さんの様子に合わせて調整してください。)

保育園・認定こども園等の利用にあたって

・休園日、開園時間

- ・休園日は原則、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月30日～1月4日、その他災害・感染症の発生など非常のときですが、施設によって異なります。
- ・開園時間は、施設によって異なります。

・給食(昼食、おやつ)

- ・保育園、認定こども園では、栄養士が作った献立表により、施設内で調理します(一部認定こども園では外部搬入もあります。)
- 0～2 歳児:昼食(おかずと主食(ご飯など))、おやつ
- 3 歳児以上:昼食(おかずのみ。主食(ご飯など)を持っていく)、おやつ
- ・小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)では、基本的には施設内で調理しますが、一部では外部からの搬入や弁当を用意する必要があります。
- ・詳しくは、各施設にお問合せください。

・その他

- ・保育園・認定こども園等の送り迎えは、保護者をお願いしています。保育園・認定こども園等では原則、送り迎えは行っていません。
- ・急病やけが、災害等により、保育途中にお迎えをお願いする場合があります。
- ・感染症にかかった場合は他のお子さんへの感染を防止するために、休んでいただきます。
- ・保育園・認定こども園等では原則、お子さんをクラスで分けて保育します。また、入所状況によっては、年度途中でも、クラスの変更を行うことがあります。

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに関して

厚生労働省は、令和7年4月から保育施設に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きに加えこれまで必要だった書類に加えて、保育希望利用申請書の写しが必要になると公表しています。

申し込み前にご自身で必ず申込書の写しを用意してください。

詳細は厚生労働省ホームページをご確認いただくか、ハローワークまたは、勤務先へお問合せください。

2 入所申請について

入所申請受付期間と受付場所

(1) 令和7年4月からの入所を希望する場合

一次選考

申請期間	令和6年(2024年)11月21日(木)～令和7年(2025年)1月10日(金) 夜間窓口:令和6年12月17日(火)、令和7年1月6日(月) 休日窓口:令和6年12月8日(日) <注意事項> ※締切日以降の提出は一次選考の対象外となります。郵送の場合は、必着です。 ※申請書類が揃っていないと受付ができないため、なるべく早めの申請をおすすめします。なお、不足書類を締切日以降に提出した場合は、二次選考からの対象となります。 ※夜間窓口の受付時間は、17時～20時までです。 ※休日窓口の受付時間は、9時30分～16時までです。
申請先	区役所福祉課窓口(P23 参照)
結果発送日	令和7年(2025年)2月13日(木) ※一次選考の入所申請をされたすべての方に、郵送で結果を通知します。 ※発送日時点で住民票が市外にある方は、電話でお問合せください。 電話でのお問合せは令和7年2月18日(火)8:30以降です。

二次選考

申請期間	令和7年(2025年)2月18日(火)～令和7年(2025年)2月25日(火) 夜間窓口:令和7年2月18日(火) <注意事項> ※二次選考の申請ができるのは、一次選考の申請をしていなかった方および一次選考で保留になった方のみです(一次選考で保育園・認定こども園等に入所が決定した方は二次選考の入所申請はできません。) ※夜間窓口の受付時間は、17時～20時までです。
申請先	区役所福祉課窓口(P23 参照)
結果発送日	令和7年(2025年)3月7日(金) ※二次選考の入所申請をされたすべての方に、郵送で結果を通知します。 (一次選考から申請をしており、二次選考も保留となった場合は送付しません。) ※発送日時点で住民票が市外にある方は、電話でお問合せください。 電話でのお問合せは令和7年3月12日(水)8:30以降です。

(2)年度途中(令和7年5月以降)の入所を希望する場合

利用を希望する月により申請期間が異なります。締切日までにお住まいの区役所福祉課窓口(P23参照)に申請してください。

入所希望月	申請締切日	結果発送日
令和7年5月	令和7年4月10日(木)	令和7年4月18日(金)
令和7年6月	令和7年5月12日(月)	令和7年5月20日(火)
令和7年7月	令和7年6月10日(火)	令和7年6月20日(金)
令和7年8月	令和7年7月10日(木)	令和7年7月18日(金)
令和7年9月	令和7年8月12日(火)	令和7年8月20日(水)
令和7年10月	令和7年9月10日(水)	令和7年9月19日(金)
令和7年11月	令和7年10月10日(金)	令和7年10月20日(月)
令和7年12月	令和7年11月10日(月)	令和7年11月20日(木)
令和8年1月	令和7年12月10日(水)	令和7年12月19日(金)
令和8年2月	令和8年1月13日(火)	令和8年1月20日(火)
令和8年3月	令和8年1月13日(火)	令和8年1月30日(金)予定

※結果に関する電話でのお問合せは結果発送日の16:00以降です。

(3)電子申請について

マイナポータルからの電子申請(ぴったりサービス)も可能です。以下の広島市公式ホームページからご申請ください。 **※締切日が窓口申請と異なりますのでご注意ください。**

[支給認定の申請及び保育施設等の利用申込\(電子申請\) - 広島市公式ホームページ](#)

ページ番号【1035830】



申請書類様式等のダウンロード

申請書類等の様式については区役所福祉課窓口もしくは広島市公式ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。

[保育園等の入園について\(保育園等のごあんない\) - 広島市公式ホームページ](#)

ページ番号【1003487】



申請に必要な書類

<必要な書類>

- ①令和7年度(2025年度)教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所・延長保育申込書(以下、申請書)
- ②保育を必要とする理由を証明する書類(表1参照)
- ③世帯状況により必要となる書類(表2参照)
- ④利用者負担額(保育料)及び保育園等副食費免除決定のための書類(表3参照)

※書類が揃わない場合は、受け付けることができません。

<表1> 保育を必要とする理由を証明するための書類

下の表を参考に、「保育を必要とする理由を証明する書類」を提出してください。

※申請締切日の3か月前の月の初日以降に証明された書類を提出してください。

また、証明書等の内容によっては、保育が必要であると認められない場合や下記以外にも書類を提出していただくことがあります。

保育を必要とする理由	証明するための書類	備考
就労していること	○就労証明書	1か月間で48時間以上就労していること
出産前後であること	○母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ)	出産前の8週間(多胎妊娠の場合14週間)および出産後8週間程度まで
疾病にかかる、負傷していること	医師の診断書の写し	診断書に家庭での保育が困難である旨明記してあること
心身に障害があること	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し	身体障害者手帳(1~4級) 療育手帳(㊿A㊿B) 精神障害者保健福祉手帳(1~3級)
親族を常時介護・看護していること	○介護・看護申立書 + ○医師の診断書、介護保険被保険者証(要介護3~5)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通園・通学証明書の写しなど	診断書の写しを添付する場合、常時介護、看護が必要な旨明記してあること
震災、風水害、火災、その他災害により自宅又は親族宅の復旧に当たっていること	○申立書 (り災証明書がある場合は証明書の写し等)	
求職活動をしていること	○求職活動状況申立書	入所期間は、入所日から起算して3か月目の日の属する月の末日まで
就学していること	○在学証明書の写し+時間割、カリキュラム等	在学期間及び1か月の就学時間がわかる書類
虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)のおそれがあること	○配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書の写しなど	配偶者暴力相談支援センター等が発行した「DV被害者が相談した事実を記載した書面」など

<表2> 世帯状況により必要となる書類

世帯の状況	必要書類(写し可)
ひとり親家庭である	<以下の書類のいずれか1つ> ○戸籍全部事項証明書の写し ○ひとり親家庭等医療費受給者証の写し ○児童扶養手当証書の写し 等
同居世帯員が障害者手帳を持っている	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し ○特別児童扶養手当認定通知書の写し 等
生活保護を受けている	○生活保護被保護者証明書の写し 等

<表3> 利用者負担額(保育料)及び保育園等副食費免除決定のための書類

・市町村民税額が確認できる書類(市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書等)

または個人番号(マイナンバー)申出書及び個人番号の確認できる書類(マイナンバーカード)

入所申請から入所決定まで

申請書類の提出

- ・申請締切日までに、申請書と申請に必要な書類を提出します。
- ・申請にあたっては以下のページを確認してください。

P3～4 入所申請受付期間と受付場所 P5 申請に必要な書類

P4 申請書類様式等のダウンロード

・保育園・認定こども園の利用申請の必要がなくなった場合は、[保育所等入所申込取下書](#)の様式により申請の取り下げを行ってください。

・申請中に、状況が変わった場合は、必ず区役所福祉課窓口に必要な書類を提出してください。

教育・保育給付認定（広島市）

「保育を必要とする事由」の確認後、教育・保育給付認定を行い、支給認定証を交付します。

※支給認定証は保育の必要性が認められた方への通知です(入所決定通知ではありません。)

・申請中に、状況が変わった場合は、必ず区役所福祉課窓口に必要な書類を提出してください。

利用調整（選考）

利用調整の基準や考え方は広島市公式ホームページに記載していますのでご確認ください。

[保育園等の入園について\(保育園等のごあんない\) - 広島市公式ホームページ](#)

ページ番号【1003487】

ご希望の保育園・認定こども園等に 入所が決まらなかった場合（待機（保留））

保育所等入所(利用)保留通知書を送ります。

申請内容に変更がなく、保育を必要とする理由が確認できた場合は、翌月以降も希望保育園等の利用調整（選考）の対象となります。

翌月以降は、入所になった場合に、通知書類を送ります。

※保留通知書は、年度に1回のみ送付します。

※希望園等変更の場合は区役所福祉課へご連絡ください。

ご希望の保育園・認定こども園等に 入所が決まった場合（入所）

保育所等入所承諾書または利用調整結果通知書を送ります。
入園説明会を各園で行いますので、決まった園へ直接連絡してください。

※説明会の日が決まっている場合、日程がわかる書類を承諾書または結果通知書と併せて送付する場合があります。

3 施設情報や支給認定などについて

広島市の保育園・認定こども園等の一覧

保育園・認定こども園等の一覧は広島市公式ホームページからご確認ください。

[保育園・認定こども園等の一覧- 広島市公式ホームページ](#)

ページ番号【1025817】



教育・保育給付認定とは

保育園・認定こども園等を利用するためには、保護者の居住する自治体から、こどもの年齢や世帯の保育を必要とする事由に基づき、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。給付認定は、保育の必要性について保護者の状況に応じて3つの区分で認定されるもので、認定区分によって、利用できる施設が異なります(保育園・認定こども園等を利用できるのは、2・3号認定のこどもです。)

利用できる施設・事業所

教育・保育給付認定の区分により以下の施設が利用できます。

施設の種類	年齢 (クラス)	支給認定区分	内容
保育園	0～2 歳	3号認定	就労等のため家庭内で保育のできない保護者に代わって保育する施設(定員が20名以上の施設)
	3～5 歳	2号認定	
認定こども園 (保育園部分)	0～2 歳	3号認定	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、一体的に保育・教育を行う施設
	3～5 歳	2号認定	
小規模保育事業所	0～2 歳	3号認定	定員が6人～19人の比較的規模の小さい施設
事業所内保育事業所 (地域枠)			企業が従業員のために設置する保育施設で、地域の保育を必要とするこどもも利用できる受け入れ枠(地域枠)を設けた施設
幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)	3～5 歳	1号認定	教育の基礎となる幼児教育を行う施設

保育園・認定こども園等の利用時間

<利用時間(概要)>

区分	利用できる時間(上限)	保護者の状況
保育標準時間	1日11時間	・原則1か月当たり120時間以上の就労、親族の介護・看護、就学 ・妊娠・出産、保護者の疾病・障害、災害復旧、虐待・DVの恐れ
保育短時間	1日8時間	・原則1か月当たり120時間未満の就労、親族の介護・看護、就学 ・求職活動、育児休業取得時の継続利用

<利用時間(保育を必要とする事由別)>

保育を必要とする事由		保育必要量
1か月間で48時間以上就労していること(会社、自営業など)	(※2)	保育標準時間
	(※2)	保育短時間
出産前後であること(出産前の8週間及び出産後8週間程度まで)		保育標準時間
疾病にかかる、負傷している、または心身に障害があること		保育標準時間
親族を常時介護・看護していること	(※2)	保育標準時間
	(※2)	保育短時間
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること		保育標準時間
求職活動をしていること(※1)		保育短時間
就学していること	(※2)	保育標準時間
	(※2)	保育短時間
育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること		保育短時間
虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)のおそれがあること		保育標準時間

(※1) 求職活動をしている場合の保育の実施期間は、保育の実施の開始日から起算して3か月目の日の月末までです。

(※2) 保育必要量は、原則、保護者のいずれも月120時間以上の場合「保育標準時間」、保護者のいずれかが120時間未満の場合「保育短時間」となります。

保育園・認定こども園等の空き状況

保育園・認定こども園等の空き状況リストは、同月初日に更新しています。

広島市公式ホームページからご確認ください。

[保育園等の空き状況について - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1023646】



3月選考及び4月1次選考に係る空き状況については、当年度の2月、3月と次年度の4月入所受付や選考を同時期に行っているため、更新はありません。

広域入所①(市外の保育園・認定こども園等を希望する場合)

広島市に居住し入所要件を満たす方(広島市外で就労中もしくは里帰り出産の場合等)は、市外保育園等への入所を希望することができます。ご希望される場合は、希望する園のある市町村の保育担当課に事前確認の上、必要書類を他市町村の締切日の1週間前までを目途に余裕を持って区役所福祉課窓口へご提出ください。

<事前確認事項>

1	市町村名 (入所希望の保育園等がある)	
2	担当課(担当者名)	
3	広域入所制度の有無	有 無
4	理由	① 就労 ② 里帰り出産(予定日 令和 年 月 日) 実家の住所 県 市 ③ その他()
5	入所期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6	第1希望園	(保育園) 現在の空き 有 無
	第2希望園	(保育園) 現在の空き 有 無
	第3希望園	(保育園) 現在の空き 有 無
7	入所申請締め切り日	月 日
8	月途中の入退所について	可・不可
9	入所決定日	月 日
10	申請に当たっての 注意事項等	

広域入所②(広島市外に住んでいるが、広島市の保育園・認定こども園等を希望する場合)

ご希望される場合は、希望する園のある区役所福祉課窓口と、お住いの市町村の保育担当課に必要書類や締切日等を事前確認の上、必要書類を締切日まで(※1)に、余裕を持ってお住いの市町村の保育担当課へご提出ください。

(※1)広島市とお住まいの市町村のうち、締切が早い方の日までに必要書類を提出する必要があります。

4 保育料・副食費について

保育料・副食費の概要

広島市ホームページに記載の「令和6年度保育料(公私立)・副食費(公私立共通部分)についてのお知らせ」を参考にご確認ください。



[保育料・副食費 - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1003481】

※令和7年度版は3月末ごろ掲載予定です。

保育料の額・副食費の免除は、父母の市町村民税額の合算額により算定します。また、令和7年(2025年)4月から8月分は、令和6年度分(2024年度分)市町村民税額により決定します。

<保育料を決定する年度のイメージ図>

令和7年					令和8年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度分市町村民税額(令和5年中収入)					令和7年度分市町村民税額(令和6年中収入)						

<注意事項>

・祖父母等と同居している世帯で次の①②両方に該当する場合は、祖父母等が「主に生計を維持する」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に保育料の額・副食費免除の決定を行います。

【令和7年4月分～8月分の保育料・副食費の場合】

- ① 父母の令和6年度分市町村民税が非課税かつ令和5年中収入の合算額が100万円未満である。
- ② 同居の祖父母等の令和6年度分市町村民税が課税されている。

※上記基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。

・海外で収入があった場合は、国内外の収入を合算のうえ保育料の額および副食費免除の対象を決定します。

・保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除や寄附金税額控除等の税額控除をする前の税額です。

・16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の所得割合合算額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

・令和7年度中に3歳(2号認定)となった場合でも、令和7年度末までは保育料がかかります。

・保育園・認定こども園等入所決定前に入所後の保育料等はお伝えできませんので、確認する場合は給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)もしくは市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書兼納付書の写しに記載されている市町村民税額をご参照ください。

※詳しい確認方法は上述「令和6年度保育料(公私立)・副食費(公私立共通部分)についてのお知らせ」に記載していますのであわせてご確認ください。

保育料・副食費の額①

【保育料】

階層区分			保育料月額(単位:円)			
			3歳未満児(3号認定 および2号認定の一部)		3歳以上児(2号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯		0	0		
C1	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみまたは 所得割合算額が 39,600 円未満	7,200	7,050		
C2		所得割合算額 39,600 円以上 44,100 円未満	8,000	7,850		
C3		44,100 円以上 48,600 円未満	9,200	9,000		
C4		48,600 円以上 54,000 円未満	10,700	10,500		
C5		54,000 円以上 59,000 円未満	12,200	11,950		
C6		59,000 円以上 64,000 円未満	14,250	14,000		
C7		64,000 円以上 79,000 円未満	18,750	18,400		
C8		79,000 円以上 97,000 円未満	23,850	23,400		
C9		97,000 円以上 114,000 円未満	29,750	29,200		
C10		114,000 円以上 133,000 円未満	35,800	35,150		
C11		133,000 円以上 151,000 円未満	41,600	40,850		
C12		151,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,700		
C13		169,000 円以上 205,000 円未満	49,800	48,950		
C14		205,000 円以上 256,000 円未満	52,450	51,550		
C15		256,000 円以上 301,000 円未満	55,450	54,500		
C16		301,000 円以上 397,000 円未満	57,250	56,250		
C17		397,000 円以上	62,400	61,300		

【副食費】

階層区分			副食費月額(単位:円)		
			3歳以上児(2号認定)		
			第1子	第2子	第3子
A	生活保護法による被保護世帯等		0 (免除)	0 (免除)	0 (免除)
B	市町村民税非課税世帯				
C1~C4	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみまたは所得割合算額が 54,000 円未満			
C5		所得割合算額 54,000 円以上 57,700 円未満			
		57,700 円以上 59,000 円未満			
C6~C17		59,000 円以上	各施設・事業所で定めま すので、各施設等へお問 合せください(公立保育 園・公立認定こども園に ついては、広島市で定め ます。)		

【延長保育料】

○3歳以上児(2号認定)

階層区分	保育料基準額		保育料月額(単位:円)
	標準時間	短時間	延長保育
C1	5,250	5,150	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の12パーセントに相当する額。 (その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額 2,750 円を超えるときは 2,750 円)
C2	6,050	5,900	
C3	7,250	7,100	
C4	8,450	8,300	
C5	10,200	10,000	
C6	12,450	12,200	
C7	17,050	16,750	
C8	19,850	19,500	
C9	21,200	20,800	
C10	22,600	22,200	
C11	24,000	23,550	
C12	25,300	24,850	
C13	26,650	26,150	
C14	28,500	28,000	
C15	30,300	29,750	
C16	31,250	30,700	
C17	34,050	33,450	

○3歳未満児(3号認定及び2号認定の一部)

区分	保育料月額
短時間保育に係る 時間外保育	標準時間認定に係る保育料の額から短時間認定に係る保育料の額を控除した額
延長保育	標準時間認定に係る保育料の額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が 2,750 円を超えるときは 2,750 円)

※短時間保育に係る時間外保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までです。

※延長保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午後6時30分から午後7時30分までです。

※私立保育園・認定こども園等の延長保育料は各施設・事業所で定めますので、各施設等へお問合せください。

保育料・副食費の額(ひとり親世帯等)②

保護者の属する世帯が、次のいずれかに該当し、所得割合算額が 77,101 円未満の世帯は、次表に掲げる額とします。

- (1) 母子および父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

※上記(1)~(4)に該当しなくなった場合は、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区役所福祉課窓口へ届け出てください。

【保育料・副食費】

階層区分	納入通知書等への表示	保育料月額				副食費月額	
		3歳未満児(3号認定および2号認定の一部)		3歳以上児(2号認定)		3歳以上児(2号認定)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
C1	C1*	1,850	1,810	0	0 (免除)		
C2	C2*	2,090	2,050				
C3	C3*	2,450	2,400				
C4	C4*	3,210	3,150				
C5	C5*	3,660	3,590				
C6	C6*	4,270	4,190				
C7	C7*	5,620	5,520				

【延長保育料】

階層区分	保育料基準額		保育料月額
	標準時間	短時間	延長保育
C1	930	910	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円)
C2	1,110	1,090	
C3	1,380	1,350	
C4	1,870	1,830	
C5	2,260	2,220	
C6	2,760	2,710	
C7	3,780	3,710	

保育料・副食費の軽減

(1) 多子軽減(お子さんが2人以上いる全世帯を対象)

令和6年11月より保育園・認定こども園等の保育料・副食費について、きょうだいの年齢や保育園・認定こども園等の利用にかかわらず、保護者と生計が同一のお子さん等が2人以上いる場合、第2子の保育料が半額に、第3子以降の保育料および副食費が無料となりました。

なお、負担軽減の適用にあたり、原則、手続きは不要ですが、別居しているお子さんがいる場合、次の必要書類の提出が必要となります(監護するお子さんが全員同居の場合は、本市により確認ができるため提出は不要です。ただし、同住所別世帯の場合や、実態は同居でも住民票上別居になっている場合は、提出が必要です。)

- ・多子世帯の保育料・副食費に係る申出書
- ・生計が同一であることを証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)

(2) ひとり親世帯等の保育料・副食費の軽減

所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等で、きょうだいの年齢や保育園・認定こども園等の利用にかかわらず、保護者と生計が同一のお子さん等が2人以上いる場合、保育料については、第2子以降が無料となり、副食費については、3歳以上のすべてのお子さんが無料となります。

保育料・副食費の変更

次の場合、保育料・副食費を変更できることがありますので、お早めに区役所福祉課窓口にご相談ください。

- (1) 保護者の家庭状況(世帯構成)に変更があった場合
- (2) 同一世帯に属する方が身体障害者手帳等の交付を受けられた場合
- (3) 同居の祖父母等の市町村民税額で保育料の額・副食費免除の決定をしている世帯で、父母の現在の収入額が年額で100万円以上になることが見込まれる場合
- (4) 保育園・認定こども園に入所しているお子さんで多子軽減を受けておらず、かつ、同一世帯から同時期にそのお子さん以外のきょうだいが保育園・認定こども園以外の児童福祉施設、障害児通所支援(児童発達支援、放課後デイサービス等)、障害児入所支援を利用されている場合

保育園等保育料(公私立)・副食費(公立)のWEB口座振替受付サービス

1 WEB 口座振替受付サービスとは

保育園等保育料(公私立)・副食費(公立)の口座振替による納付の申込みを、スマートフォン等からインターネットを通じてお手続きできるサービスです。口座振替依頼書の記入や口座の届出印が不要で、手間なく簡単にお手続きできます。

※このサービスは、ヤマトシステム開発(株)及び金融機関等が提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。

2 サービスを利用できる方

次の条件に全て当てはまる場合、本サービスをご利用いただけます。

- ①金融機関の個人の普通預金口座(ゆうちょの場合、通常貯金口座)のキャッシュカードをお持ちの方
- ②電子メールアドレスをお持ちの方

※お手続きできる金融機関は以下の申込受付サイトでご確認ください。

また、「info@nekonet.co.jp」からの URL 付メールが受信できるよう設定してください。

3 注意事項(必ずお読みください)

口座振替が開始されるのは、申込みされた月からおおむね 1～2 か月後になります。申込時期(2月～5月)によっては、3 か月程度かかる場合があります。口座振替が開始されるまでの間は、納付書を郵送又は保育園等から直接お渡ししますので、納付書でお支払いください。

振替指定された口座に振替できない事由(残高不足・解約等)が生じた場合、再度振替処理はできません。後日、指定する納付書で納付してください。

一度手続きをされますと、転園や他のきょうだいが入所した場合でも自動的に口座振替されます。

きょうだいが同時に入所する場合など、きょうだい合わせて WEB 口座振替を希望される場合は、きょうだい毎にお手続きをする必要はありません。一度のお手続きで、他のきょうだいの保育料、副食費および延長保育料も指定口座から口座振替されます。

4 振替口座の停止について

WEB 上で口座振替停止のお手続きはできません。お手数ですが、在園する保育園、区役所福祉課窓口に備付けの口座振替停止届によりお手続きをお願いします。

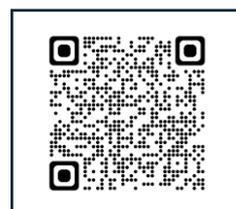
5 お申込み時にご用意していただくもの

- ・通知書番号が分かる書類(保育所等入所承諾書、保育料納入通知書、利用者負担額決定通知書など)
- ・通帳、キャッシュカード※金融機関ごとにお手続きの際にご入力いただく内容が異なります。

6 申込受付サイト

ヤマトシステム開発(株)が管理する「WEB 口座振替受付サービス」の申込受付サイトに移動しますので、案内に沿ってお申込みください。

[保育園等保育料\(公私立\)・副食費\(公立\) <外部リンク>](#)



※対象となる施設は「公立保育園」と「私立保育園(保育料のみ)」になります。

※認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所は対象外のため、こちらでお申込みできませんので、納付方法については、各施設にお問合せください。

7 振替日

対象施設の保育料、副食費および延長保育料の振替日は以下のとおりです。

振替日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、これらの日の翌日が振替日となります。

種類	振替日
保育料	月末
副食費	月末(私立保育園は各施設による。)
延長保育料	月末(私立保育園は各施設による。)

※保育料、副食費に加え、延長保育を利用した場合の延長保育料も口座振替されます。保育料、副食費および延長保育料について別々のお申込みはできません。私立保育園の副食費・延長保育料については、口座振替できません。納付方法は、各園にお問合せください。

8 その他

インターネット環境等により本サービスをご利用いただけない場合は、お手数ですが、区役所福祉課窓口、保育園に備付けの口座振替依頼書により各金融機関窓口へお申込みください。口座振替依頼書によりお申込みいただける金融機関や申込方法等については、区役所福祉課窓口にお問合せください。

連絡事項

1 延長保育

保護者の就労時間等で保育園・認定こども園等の利用時間内に児童の送迎が困難な場合に、利用時間を超えてお預かりする制度です。利用にあたっては、保育料とは別に延長保育料が必要となります。

【公立保育園】

保育園・認定こども園等入所の申請とあわせて申請してください(延長保育を実施していない公立保育園もあります。)。入所後に延長保育が必要となる場合は、延長保育利用希望月の申請締切日(P3、P4 参照)までに延長(時間外)保育申込書を区役所福祉課または在園中の保育園にご提出ください(公立保育園のみ)。

利用調整は入所申請と同様のスケジュールで行います。利用調整の結果、延長保育承諾の場合「承諾書」を、延長保育保留の場合「保留通知書」を送付します。

【私立保育園・認定こども園等】

入所申請とあわせて申請します。利用調整は行いませんので、入所の際または入所後途中から必要となる場合は直接、在園する保育園・認定こども園へご相談ください。

2 現況届

【保育園・認定こども園等に入所されている方】

保育園・認定こども園等を利用している方は、年に1回、保育の必要性が継続していることや世帯の状況を確認するため、「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」の提出が必要です。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合は、継続して利用できない場合がありますので、必要な書類を必ず提出してください。提出時期は各保育園・認定こども園等から別途ご案内します。

【保育園・認定こども園等を待機(保留)となっている方】

保育園・認定こども園等の入所申請時点から保育の必要性が継続していることや世帯の状況に変更がないかを確認するため、年に1回(11月下旬ごろ)、「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」の提出が必要です。提出がない場合や保育の必要性が認められない場合は、4月(次年度)入所申請について継続して審査が行われませんので、必ず期限内(4月1次申請期間内)にご提出ください。また、合わせて4月(次年度)以降の入所選考に関する「令和7年4月保育所等入所に関する意向確認書」(以下、「意向確認書」という)もお送りしますので、引き続き入所選考を希望される場合はご提出ください。

○ 認可外保育施設

保育することを目的とする施設であり、
広島市長の認可を受けていない施設です。

空き状況や利用方法等、詳しくは各施設に直接お問合せください。

[認可外保育施設情報一覧 - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1023596】



○ 企業主導型保育事業所

企業主導の保育サービス等を提供する施設です。

自社等の従業員のお子さんを預かる施設ですが、地域枠を設定している施設については、従業員に限らず、地域にお住まいの方のお子さんをお預かりします。

空き状況や利用方法等、詳しくは各施設に直接お問合せください。

[認可外保育施設情報一覧 - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1023596】



○ 一時預かり事業

保護者が、パート勤務、傷病、冠婚葬祭、その他私的理由などにより、
一時的にお子さんの保育ができないときなどに施設等でお預かりします。

対象は、主として、保育園、認定こども園等に通っていない、
または在籍していないこどもです。

空き状況や利用方法等、詳しくは各施設に直接お問合せください。

[一時預かり事業 - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1003128】



○ 広島市こども誰でも通園制度

保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、

月10時間を上限として、保育園等に通園できる制度です。

対象は、広島市に住所を有するこどものうち、保育園、幼稚園、認定こども園、
地域型保育事業、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～3歳未満のこどもです。

ご利用に当たっては以下のHPをご参照ください。

[広島市こども誰でも通園制度試行的事業実施のご案内 - 広島市公式ホームページ](#)
ページ番号【1023624】



○ 病児・病後児保育事業

保育園・認定こども園等に通園しているこどもが病気の回復期等で集団保育の
困難な期間、当該児童を医療機関や保育園に付設された保育施設において
一時的に預かる事業です。ご利用に当たっては以下のHPをご参照ください。

[病児・病後児保育事業 - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1003485】



○ 休日保育(公立保育園)

日曜日や休日の就労等により保護者がお子さんを家庭で保育できない場合の保育需要に対応するため、一部の保育園で休日保育を実施しています。

ご利用に当たっては以下の HP をご参照ください。

[休日保育\(公立保育園\) - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1003482】



○ 休日保育(私立保育園)

日曜日や休日の就労等により保護者がお子さんを家庭で保育できない場合の保育需要に対応するため、保育園で休日保育を実施しています。

ご利用に当たっては以下の HP をご参照ください。

[休日保育\(私立保育園\) - 広島市公式ホームページ](#) ページ番号【1003129】



○ ファミリー・サポート・センター

地域ぐるみでの子育て支援や、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ることを目的として、「子育ての援助を受けたい人」(依頼会員)と「子育ての援助を行いたい人」(提供会員)が、育児の相互援助活動を行う有償のボランティア組織です。ご利用に当たっては以下の HP をご参照ください。

[ファミリー・サポート・センター\(一時預かり・送迎等\) - 広島市公式ホームページ](#)
ページ番号【1003510】



施設等利用費の請求方法について

認可外保育施設(企業主導型保育施設を除く。)、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポートセンター(送迎のみの利用は除く)の利用料および幼稚園等の預かり保育を利用する利用料(本料を除く)は上限の範囲内で無償化の対象になる場合があります。

※保育園、認可こども園(保育園部分)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)、企業主導型保育事業所を利用している場合は対象となりません。

詳しくは広島市公式ホームページをご確認ください。

[幼児教育・保育の無償化 - 広島市公式ホームページ](#)

ページ番号【1003484】



保育園・認定こども園等申請に関するよくあるご質問

○申請方法や申請書の書き方を知りたい(令和7年度申請)

質問	回答
希望する園は1つでもよいか。	希望する園は1つでも構いませんが、入所できない場合もあるため、必ずどこかの園に入所したい場合は、通園可能な範囲で他の園も併せてご検討いただくことをおすすめします。
令和7年4月の入所ができなかった場合で、翌月以降の入所を希望する場合、再度申請が必要か。	申請は年度末(令和8年3月入所)まで有効ですので再度の申請は不要です。希望園の変更・追加は変更期日(変更希望月の申請締切日(P4参照)までに区役所福祉課窓口または電話でお手続きをしてください。利用申請自体の取り下げ、保育を必要とする事由の変更がある場合などは、区役所福祉課窓口にご連絡ください。
令和6年度の入所申請から保留(待機)となっているが、令和7年4月以降の入所申請を希望する場合、新たに申請は必要か。	新たに申請する必要はありませんが、必ず「意向確認書」等のご提出が必要です。(P16参照) 「意向確認書」等は11月下旬に区役所福祉課から郵送します。また、広島市ホームページからダウンロードできます。
希望する園の変更や追加をしたいが、どうすればよいか。	変更を希望する月の申請締切日(P4参照)までに区役所福祉課窓口または電話でお手続きしてください。希望変更受付期間までに、区役所福祉課にご連絡ください。
所在区が異なる保育園の申請は可能か。複数区の併願申請は可能か。	可能です。お近くの区役所福祉課で申請してください。 なお、保育園の詳しい情報等が知りたい場合は、園の所在する区役所福祉課にご相談ください。可能です。お近くの区役所福祉課でお手続きをお願いします。 ご提出はいずれかの区役所福祉課1か所で構いません。
申請を取り下げたい場合、どうすればよいか。	『保育所等入所申込取下書』は区役所福祉課窓口で配布もしくは広島市ホームページからダウンロードできます。「保育所等入所申込取下書」を申請締切日前までに、区役所福祉課窓口へご提出ください。書類は区役所福祉課窓口または広島市ホームページよりダウンロードしてください。

アレルギーに関する質問で、アレルギーの有無がまだわからない場合、どう入力すればよいか。	申請時点でアレルギーが確認されていない場合は、「ない」をお選びください。申請後、入所までにアレルギーが判明した場合は、区役所福祉課へご連絡ください。
---	--

○利用(入所)調整について知りたい(令和7年度申請)

質問	回答
入所選考にあたって、優先度を確認したい。	「 利用調整における基準表 」をご参照ください。
希望園の数が入園のしやすさに影響するか。	優先度ランク等に影響はありません。
入所決定は先着順で決まるのか。	先着順ではなく、受付期間に申請いただいた方(待機中の方も含む)の中で優先ランク・調整指数が高い方から入所が決定します。

○添付書類について知りたい(令和7年度申請)

質問	回答
妊娠・出産要件の場合、母子手帳の写しはどのページを提出すればよいか。	表紙と出産予定日の分かるページの写しを添付してください。
添付書類は写しでもよいのか。	差し支えありません。

○保育料について知りたい(令和7年度申請)

質問	回答
自分の保育料を知りたい。	0歳児クラス～2歳児クラス(第3子以降は無償化の対象)の保育料は、世帯所得で異なります。「令和6年度保育料(公私立)・副食費(公私立共通部分)についてのお知らせ」をご参照ください。3歳児クラス～の保育料は0円です(園により副食費がかかります。)。また、保育料・副食費以外の諸経費(入園料、制服代、主食費など)は園により異なりますので、各園にご確認ください。
きょうだいがいる場合、保育料・副食費はいくらになるのか。	保護者と生計が同一のお子さん等が2人以上いる場合、第2子の保育料が半額に、第3子以降の保育料および副食費が無料となります。

○他市町村から転入・他市町村へ転出する場合について知りたい(令和7年度申請)

質問	回答
他市町村から転入予定だが、申請はできるか。	入所日までに転入する場合は、直接広島市に申請できます。入所日までに広島市へ転入できなかった場合は、入所決定している場合でも入所取消となりますのでご注意ください。広島市への転入が確定していない、または転入の予定がない場合で、広島市内の保育園・認定こども園等の利用を希望される場合は、広島市での入所申請はできません。住民票がある市町村へお問合せください。(P9 参照)
住民票を移動せず、広島市に里帰り出産する場合、上のこどもを保育園・認定こども園等に預けたいが、どうすればよいか。	住民票がある市町村へお問合せください。(P9 参照)
他市町村から転入予定だが、住所が確定していないため、申請書に記載する住所は現在の住所でよいか。	問題ありません。

○その他(令和7年度申請)

質問	回答
空き状況や待機者数を知りたい。	空き状況や待機者数は、毎月1日頃に広島市ホームページで公開しています。 保育園等の空き状況について- 広島市公式ホームページ
空き状況リストで入所可能人数が0人になっているが、入所申請できるか。	可能です。
入所が決まったが辞退(未入所)としたい。	急な転勤等により通うことができなくなった場合は、早急に保育園・認定こども園等へ「未入所届」を提出してください。「未入所届」は広島市ホームページからもダウンロードが可能です。(P4参照)提出が遅れると保育料・副食費がかかる場合があります。

○その他(令和7年度申請)

質問	回答
待機(保留)になった場合、待機(保留)の証明書が欲しい。どこで入所できるか。	<p>入所選考の結果、待機(保留)となった場合は、保育所等入所(利用)保留通知書を郵送します。翌月以降は入所が決定した場合のみ通知書類を送付します(保留通知書の毎月送付は行いません。)</p> <p>保留通知書以外で待機(保留)の証明書を希望される場合は、区役所福祉課で発行できますので、窓口までご相談ください(手数料として1通350円かかります。)</p>
入所決定後に辞退(未入所)とした場合、待機(保留)の状態は継続するか。また、証明書は発行されるか。	<p>辞退(未入所)を選択した場合、待機(保留)の状態は継続しません。待機(保留)の証明が必要な場合は、再度申請を行い、待機(保留)となった場合に発行されます。</p>
今利用している施設から別の施設への転園を希望しているが、手続きは新規の入所申請と同様か。	<p>新たに入所する場合と同様の申請手続きを行ってください。ただし、4月一次選考で保育園・認定こども園等に入所が決定した方は、4月二次選考の入所申請はできません。</p>
申請書に添付する書類(就労証明書等)の有効期限について知りたい。	<p>入所を希望する月の申請締切日から起算して3か月前の初日以降の証明日のものがが必要です。</p> <p>(例)入所希望日が4月の場合、申請締切日が1月10日までのため、証明日が10月1日以降の書類が有効です。</p>
こどもに疾病・障害があるが、どうすればよいか。	<p>お子さんを連れて園見学をしてください。安全な保育を実施するため、加配保育士等が必要となる場合があります。</p> <p>ご不明な点や心配なことは、区役所福祉課にご相談ください。</p>

お問合せ先(各区役所福祉課)

お問合せの受付時間は、区役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

※土・日曜日、祝・休日、8 月 6 日、12 月 29 日～1 月 3 日は休みですのでご注意ください。

区	所在地※	電話番号	メールアドレス
中区	中区大手町四丁目 1-1	082-504-2569	na-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
東区	東区東蟹屋町 9-34	082-568-7733	hi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
南区	南区皆実町一丁目 4-46	082-250-4131	mi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
西区	西区福島町二丁目 24-1	082-294-6342	ni-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区	安佐南区中須一丁目 38-13	082-831-4945	am-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区	安佐北区可部三丁目 19-22	082-819-0605	as-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安芸区	安芸区船越南三丁目 2-16	082-821-2813	ak-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区	佐伯区海老園一丁目 4-5	082-943-9732	sa-fukushi@city.hiroshima.lg.jp